

# 国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年度は、未就学児の均等割を軽減する制度が始まり、未就学児にかかる均等割額（1人あたりの金額）の5割が減額となります。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。また、税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょう。

## ～ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします ～

### ■ 令和4年度の国保税は、7月に納税通知書を発送します

国保税は、国保に加入している皆様の

- 医療給付費としての「医療分」
- 後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- 介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。

### 令和4年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%
均等割	21,000円	5,500円	7,000円
平等割	20,000円	6,000円	5,500円
限度額	65万円	20万円	17万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の者

### ● 国保税の計算方法

- ・ 所得割 = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・ 均等割 = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。  
※令和4年度より、未就学時（令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた方）にかかる均等割額（1人あたりの金額）の5割が減額となります。
- ・ 平等割 = 1世帯の平等割額です。
- ・ 限度額 = 上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。

新型コロナ関連の、  
国保税・介護保険税・後期高齢者医療保険料の減免等があります。  
詳しくは、本誌3ページをご覧ください。

### ● 税額算出例

給与所得者の場合

（夫42歳・妻39歳・子10歳・子5歳の4人家族の例）

- ・ 夫の給与収入370万円（所得に換算すると約252万円）  
所得割基準額：252万円 - 43万円 = 209万円  
控除額
- ・ 妻の給与収入50万円（所得に換算すると0円）  
世帯の所得割基準額合計 = 209万円

医療給付費分

- 【1】 所得割 209万円 × 8.35% = 174,515円
  - 【2】 均等割 21,000円 × 3人 = 63,000円  
※未就学児分 10,500円 × 1人 = 10,500円
  - 【3】 平等割 20,000円
- 合計 268,015円 … A

※100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

- 【1】 所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
  - 【2】 均等割 5,500円 × 3人 = 16,500円  
※未就学児分 2,750円 × 1人 = 2,750円
  - 【3】 平等割 6,000円
- 合計 71,230円 … B

※100円未満は切り捨て

介護納付金分

- 【1】 所得割 209万円 × 2.20% = 45,980円
  - 【2】 均等割 7,000円 × 1人 = 7,000円
  - 【3】 平等割 5,500円
- 合計 58,480円 … C

※100円未満は切り捨て

年税額 A + B + C = 397,600円

## 納付書の発行・納税の相談のため、毎週末曜日は午後7時まで夜間窓口を開設中！



ご相談は私達まで



毎週末曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、窓口を午後7時まで開設しております。お気軽にご相談ください。

【問合せ】市役所健康保険課 ☎ 0980-87-9045